奈良県障害者総合支援センタ 及び奈良県総合リハビリテー ショ ンセンターあり方検

討委員会規則をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知 事 Щ 下 真

奈良県規則第十六号

奈良県障害者総合支援センタ 一及び奈良県総合リ ハ ビリ テ シ 彐 ンセン タ あ n

方検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この 規則 は、 奈良県附属機関に関する条例 (昭和二十八年三月奈良県条例 第四

号) テーション 第二条の 、センター 規定に基づき、 あり方検討委員会 奈良県障害者総合支援セ 以下 「委員会」という。 ン ター 及び奈良県総合 \mathcal{O} 組織及び運営に IJ ビリ

関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、 委員十五人以内で組織する。

2 委員は、 次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

学識経験を有する者

前号に掲げる者のほか、 知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、 再任を妨げ な \ <u>`</u> ただ 当該委員が欠けた場合にお

ける補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、 委員 の互選により選任する。

委員長は、 会務を総理し、 委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 あら ゕ じめ委員長の指名する委

員が、 その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、 委員長が招集する。

委員会は、 委員の過半数の 出席がなければ、 会議を開き、 議決をすることができな

\ \ \

3 委員会の議事は、 出席 した委員の過半数をもって決 可否同数 のときは、 委員長

の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴

くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、福祉保険部障害福祉課及び福祉保険部医療政策局病院マネジ

メント課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、 委員会の運営について必要な事項は、 委員長が

定める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。